



平成31年3月22日

| | |
|-----|----------------|
| 担当課 | 指導監査課 |
| 担当者 | 宮井・橋爪・肥田 |
| 電話 | (073) 435-1319 |
| 内線 | 5293 |

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求及び虚偽報告等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、平成31年3月22日に事業者に通知しました。

1 対象事業者

株式会社 エモン 代表取締役 久保 麗子
所在地 和歌山市東蔵前丁6番地

2 対象事業所

エモン【訪問介護、第1号訪問事業】
エモン居宅介護支援事業所【居宅介護支援】

3 行政処分の内容

指定の取消し（効力発生日：平成31年3月29日）

4 不正請求額

| | エモン | エモン居宅介護支援事業所 |
|-------|------------|--------------|
| 介護給付費 | 5,325,707円 | 56,392円 |
| 利用者負担 | 1,038,953円 | 全額保険給付のためなし |
| 合計 | 6,364,660円 | 56,392円 |

5 経緯

元従業員からの通報により、平成29年11月から平成31年1月まで監査を実施し、関係書類の精査及び関係者からの聴取を続けてきた結果、指定取消しとなる事実を確認したため、行政処分を行いました。

6 主な取消し理由

○不正請求

- ・実際に提供していないサービスについて、虚偽のサービス提供記録を作成し、当該記録に基づき介護報酬を不正に請求した。
- ・虚偽の給付管理を行い、介護報酬を不正に請求した。

○虚偽報告

関係書類を改ざんし、監査において事実とは異なる書類を提出した。

○虚偽答弁

代表取締役等が聴取において事実とは異なる答弁を行った。